

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第 8 1 2 号

2 0 1 6 年（平成 2 8 年）7 月 1 4 日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

傷病者に対する救急救命処置及び応急処置並びに傷病者の搬送に係る個人情報をも目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2 0 1 6 年（平成 2 8 年）6 月 2 3 日付けで諮問（第 8 1 2 号）された傷病者に対する救急救命処置及び応急処置並びに傷病者の搬送に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成 1 5 年藤沢市条例第 7 号。以下「条例」という。)第 1 2 条第 2 項第 4 号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第 1 2 条第 5 項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

平成 2 8 年 4 月 2 2 日付けで、千葉県弁護士会会長から弁護士法第 2 3 条の 2 に基づき、南消防署警備一課が保有する救急活動の記録について、照会がなされた。

弁護士法第 2 3 条の 2 の規定は、目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、千葉県弁護士会会長に救急活動報告書の情報を目的外に提供することについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第 1 2 条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 目的外に人事記録を提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

救急活動報告書（出場番号 1 3 5 7）に記載のうち，救急要請時刻，救急要請者の氏名，救急要請の聴取内容，出動時刻，現場到着時刻，現場の状況，到着時・搬送中の傷病者の状態，病院到着時刻

なお，目的外に提供する個人情報における本人とは，搬送された者（死者）及び救急要請者となる。

イ 目的外に提供する相手方

千葉県弁護士会会長

ウ 目的外提供の根拠規定

弁護士法第 2 3 条の 2

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は，弁護士法第 2 3 条の 2 に基づくものである。

弁護士法 2 3 条の 2 は「弁護士会は，前項の規定による申出に基づき，公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており，官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが，各都道府県知事・市長はその照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし，本件照会は，正当な請求権を有した千葉県弁護士会会長によって行われるものであり，受け取った情報について守秘義務が課せられている。また，事件について適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について千葉県弁護士会に問い合わせたところ，「老人ホームにおける事故の損害賠償訴訟で施設側の救急車を要請した通報内容や対応が知りたい。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は，藤沢市救急業務規程第 4 0 条による「救急活動報告書」に係る個人情報であり，他の代替手段が想定し難いのである。

よって，本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果，本件の照会に応じる必要があると判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合，当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし，本件の目的外提供に伴い，救急車を要請した本人に通知することは，損害賠償訴訟に支障が生じることを照会申出人である弁護士に確認した。

以上のことから，本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため，当該通知を省略することとしたい。

なお，搬送された者（死者）については，死者の場合の本人相当である親族に対しては，本人通知をするものとする。

(4) 提出書類

- ア 弁護士法第23条の2に基づく照会
- イ 救急活動報告書
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した千葉県弁護士会会長によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「老人ホームにおける事故の損害賠償訴訟で施設側の救急車を要請した通報内容や対応が知りたい。」とのことである。

また、実施機関では、当該情報が藤沢市救急業務規程第40条による「救急活動報告書」に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、実施機関では、本件の目的外提供に伴い、救急車を要請した本人に通知することは、損害賠償訴訟に支障が生じることを照会申出人である弁護士に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

なお、死者の場合の本人相当である親族に対しては、本人通知をするものとする、とのことである。

以 上